

# ブロック塀等 改善事業 補助制度のご案内

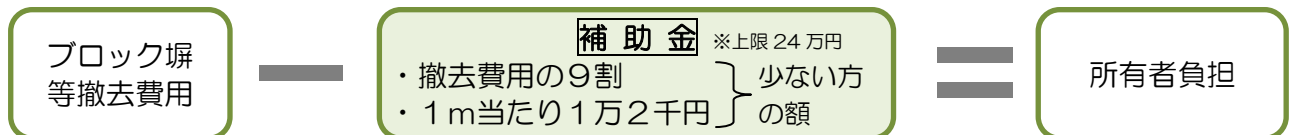


小平市では、地震発生時におけるブロック塀等による被害を防止するため、ブロック塀等の改善事業を行う方に対して、その費用の一部を補助しています。

## 補助金の額

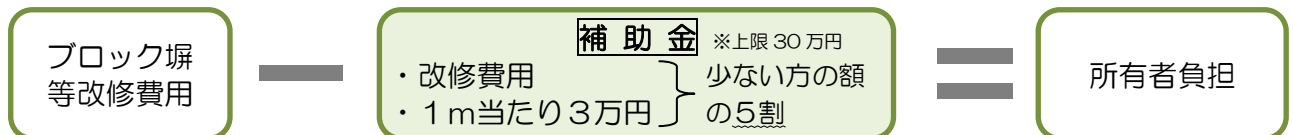
### (1) ブロック塀等の撤去

撤去に要する経費の9割以内と、ブロック塀等の長さ1m当たり1万2千円を乗じた額とを比較して少ない方の額。(上限24万円)



### (2) ブロック塀等の改修(新たに築造する工事) ※改修のみでの申請はできません

改修に要する経費と、ブロック塀等の長さ1m当たり3万円を乗じた額とを比較して少ない方の額の5割。(上限30万円)



## 補助対象事業

次のすべての要件を満たしているものが対象となります。

- 対象となる道路※に面するブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(門柱を含む)。
- 基礎の部分を除く高さが1メートル以上、かつ倒壊の危険性が高いと判断される塀を撤去または改修するもの。
- 建築基準法に定める技術的基準を満たし、倒壊の防止について十分配慮された安全な塀等に改善すること。

※対象となる道路：一般の通行に利用されている幅員4メートル以上の道路など。

詳しくはお問い合わせください。

- ・対象となる道路に面している
- ・高さ1m以上で危険性が高い
- ・技術的基準を満たす安全な塀等

## 補助対象者

補助対象事業を行う方で、ブロック塀等を所有する方(法人を含む。)

## 補助の制限

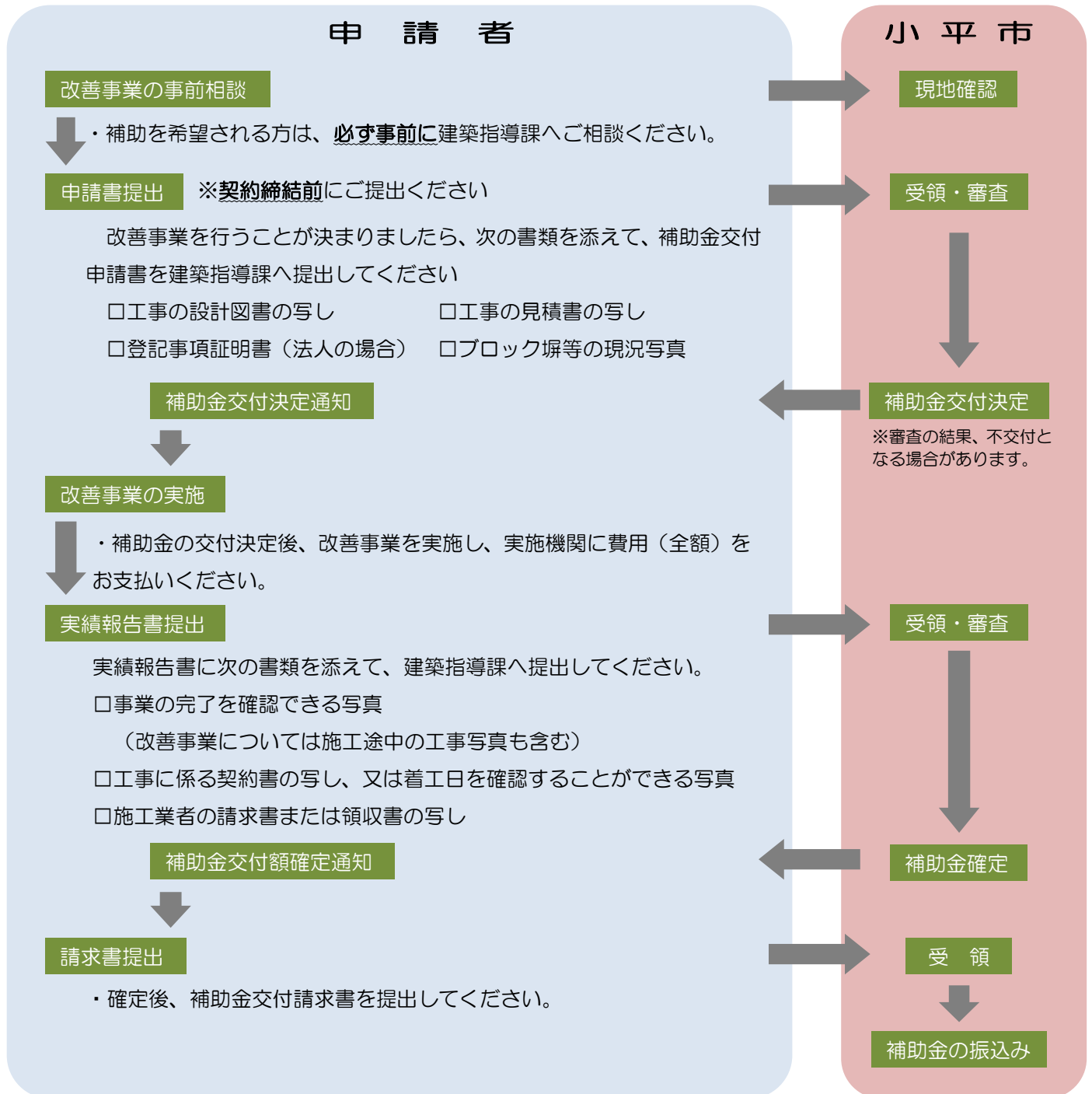
同一の敷地に対して1回限りです。また、この制度以外の補助制度と重複して補助を受けることはできません。

## その他

制度の詳細については、**必ず事前に**小平市建築指導課にてご確認ください。  
対象となるブロック塀等であるか、現地確認を行います。

## 耐震改修補助の手続きの流れ

※交付決定前に、改善事業に係る**契約を締結した場合は**補助の対象となりませんのでご注意ください。



### 【お問合せ・ご相談先】

小平市 都市開発部 建築指導課（市役所4階）

〒187-8701 小平市小川町2-1333 TEL 042-312-1145

窓口にお越しの場合は、なるべく事前にお電話で日時を調整のうえお越しいただくようお願いいたします。